

# 家族登録制度実施規則

令和4年11月1日

## 第1条（趣旨）

愛知県共済生活協同組合（以下「組合」という。）が運営する組合の定款第3条第1項に定める事業（以下「共済事業」という。）に係る契約（以下「共済契約」という。）の成立、履行および終了については、生命共済事業規約、交通災害保障共済事業規約および火災共済事業規約ならびに生命共済事業実施規則、交通災害保障共済事業実施規則および火災共済事業実施規則（以下「規約等」という。）に定めるもののほか、家族登録制度実施規則（以下「規則」という。）に定めるところによる。

## 第2条（目的）

共済事業に係る共済契約者または被共済者が、契約内容の確認ができない事情があるときは、あらかじめ登録した家族（以下「登録家族」という。）が共済契約者または被共済者に代わって契約内容を確認することができる。ただし、成年後見制度を利用されている契約等は除く。

## 第3条（登録家族情報の登録）

共済契約者は、組合の定める方法により、日本国内に住所を有し、かつ以下のいずれかに該当する者を登録家族として最大2名まで登録することができる。ただし、未成年者は除く。

- (1) 共済契約者の配偶者および3親等内の親族
  - (2) 被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人、指定代理請求人
2. 共済契約者は、第5項第2号に定める情報を正確に登録することを要する。

3. 共済契約者は、登録家族が共済契約者の連絡先などの個人情報を組合に開示することについて、同意することを要する。
4. 共済契約者は、組合が被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人、指定代理請求人の連絡先などの個人情報を登録家族に対し開示することについて、登録家族の登録前に被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人、指定代理請求人から同意を得ることを要する。
5. 共済契約者は、以下の事項について、登録家族として登録しようとする個人の同意を得たうえで、登録家族として登録することを要する。
  - (1) 共済契約者および登録家族が家族登録制度（以下「制度」という。）を利用すること
  - (2) 登録家族として登録しようとする個人に関する以下の情報を組合へ開示・登録すること
    - ①氏名
    - ②生年月日
    - ③性別
    - ④共済契約者との続柄
    - ⑤住所
    - ⑥電話番号
  - (3) 組合が登録家族に対し、第8条第2項に定める通知を行うこと
  - (4) 組合が第13条に定める範囲で登録家族の情報を利用すること

## 第4条（登録家族情報の変更・削除）

共済契約者は、登録家族に関する情報に変更があった場合は、変更後の情報を組合に開示・登録することに関し、登録家族の同意を得たうえで、組合の定める方法によりすみや

かに変更後の情報を組合に連絡するものとする。

2. 登録家族から組合の定める方法により直接組合に同人の情報に関する変更について請求があった場合、組合は変更があったものとして取り扱う。
3. 共済契約者は、前条第1項に定める範囲内において、登録家族として登録しようとする個人の同意を得たうえで、組合の定める方法により登録家族を変更することができる。
4. 登録家族が前条第1項に該当しなくなった場合は、共済契約者はすみやかに当該登録家族の削除または前条第1項に定める範囲内において、登録家族として登録しようとする個人の同意を得たうえで登録家族の変更を組合の定める方法により組合に請求するものとする。
5. 共済契約者は、登録家族の情報の削除を希望する場合は、組合の定める方法により連絡する。また組合は、登録家族から組合の定める方法により直接組合に登録の削除の請求があった場合は、当該情報を原則、削除する。

#### 第5条（登録家族への連絡）

組合は、以下の場合に登録家族に連絡をし、共済契約者・被共済者の安否、または連絡先を確認することがある。

- (1) 大災害発生時や高齢者などへの現況確認などの際、共済契約者と直接連絡が取れず、共済契約者・被共済者の安否確認、または緊急連絡が必要となった場合
- (2) 共済契約の継続・維持管理、共済金などの支払いに際して、共済契約者の現況確認などを行うために、組合に登録されている最新の連絡先を用い、共済契約者に複数回連絡を試みたものの連絡が取れない場合

#### 第6条（登録家族への情報開示）

組合は、登録家族から問合せがなされた場合、共済契約者の共済契約の継続・維持管理、共済金などの支払いに関する手続きを補助するために必要とときに、登録家族に対し、共済契約者が知りうる契約内容を必要な範囲で開示するものとする。

2. 組合は、前条に基づき登録家族に対して連絡をした際、登録家族から共済契約者の連絡

先に関する問合せを受けた場合、登録家族に対し、共済契約者の連絡先に関する情報を開示するものとする。

3. 組合は、前条に基づき登録家族に対して連絡をした際、登録家族から被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人または指定代理請求人の連絡先に関する問合せを受けた場合、登録家族に対し、被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人または指定代理請求人の連絡先に関する情報を開示するものとする。

#### 第7条（登録家族からの請求書類等の送付依頼）

組合は、登録家族から組合に請求書類等の送付依頼があった場合、組合の定める範囲で受け付けるものとする。ただし、送付先は原則として共済契約者の連絡先とする。

#### 第8条（共済契約者および登録家族への通知）

組合は、登録家族の情報が登録・変更・削除された際、共済契約者に対し、登録・変更・削除された登録家族の情報を、組合が定める方法で通知する。

2. 組合は、登録家族に対し、以下について組合が定める方法で通知する。
  - (1) 制度に登録家族の情報が登録・変更・削除された旨
  - (2) 組合共済商品の紹介や組合が定めるサービスの案内
3. 組合は、共済契約者または登録家族に対し、前2項に定める通知を組合において管理している最新の連絡先に発送するものとし、当該通知が到達しなかった場合には、それ以降当該通知を発送しない。

#### 第9条（制度の利用開始）

共済契約者は、登録家族として登録しようとする個人などの同意を得たうえで、組合の定める手続きにより組合へ登録家族を登録した時点から制度を利用することができる。

#### 第10条（制度の提供の中断・停止）

組合は、次の場合には、共済契約者および登録家族に事前に連絡することなく制度の提供の全部または一部を中断することがある。

- (1) 共済契約者、被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人、指定代理請求人のいず

れかもしくは登録家族が反社会的勢力に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

- (2) 制度の提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合
  - (3) 天災・災害その他のやむを得ない事由により制度の提供ができない場合
  - (4) その他、組合が制度の提供を中断する相応の事由があると判断した場合
2. 共済契約者は、組合が交付した通知もしくは書類が、偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに組合の定める方法により組合に連絡するものとする。組合が連絡を受けたときは、直ちに制度の提供を停止する措置を講じるものとする。
3. 組合は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該共済契約者に対する制度の提供を停止する。
- (1) 共済契約者から登録家族の情報の削除の請求があり、登録家族の情報がすべて削除されたとき
  - (2) 登録家族が登録されているすべての共済契約について、解約・死亡共済金支払等により共済契約が消滅したとき
  - (3) 登録家族から登録情報の削除の請求があり、当該情報を削除したことで登録家族の情報がすべて削除されたとき
  - (4) 共済契約者が被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人、指定代理請求人から第3条第4項に定める同意を得ていなかったとき
  - (5) 共済契約者が登録家族から第3条第5項に定める同意を得ていなかったとき
  - (6) 共済契約者以外の第三者からの登録の申し出に基づき、制度が不正に利用されたとき
  - (7) その他組合が必要と認めたとき
4. 前項第2号もしくは第7号の規定により制度の提供を停止したときでも、第6条第1項に定める場合や、共済契約者または被共済者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において登録されていた登録家族に連絡をとることがある。

#### 第11条（組合の免責）

共済契約者もしくは登録家族が規則に反したときは、そのために生じた共済契約者、または登録家族にかかる損害については、組合は責任を負わない。

2. 共済契約者が住所を変更したにもかかわらず組合へ通知をしなかった場合、組合の知った共済契約者の最新の住所へ発した通知は、制度の利用の有無にかかわらず、規約に従い、共済契約者に到達したものとみなす。

#### 第12条（規則の変更・廃止）

組合は、共済契約者の事前の承諾なしに規則の内容を変更または廃止することができる。この場合、組合は変更事項を通知またはホームページなどに表示するものとする。

2. 前項の場合、変更日以降は変更後の規則を適用し、廃止日以降は規則の適用を終了する。

#### 第13条（情報の利用）

組合は、共済契約者、被共済者、共済金受取人、共済契約者代理人、指定代理請求人および登録家族の個人情報等を制度の運営のほか、次の目的のために必要な範囲で取得・利用する。

- (1) 共済契約の引き受け、継続・維持管理、共済金などの支払い
  - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供・維持管理
  - (3) 組合業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - (4) その他共済に関連・付随する業務
2. 前項に定めるほか、組合における個人情報の取扱いに関する詳細は、組合ホームページに表示する。

#### 第14条（規約等の準用）

制度に別段の定めのないときは、規約等を準用する。

#### 付則

- 1 この規則の施行日は、令和4年11月1日とする。
- 2 この規則の変更及び廃止は、理事会の決議を経るものとする。